

令和5年度原子力規制委員会
第29回会議議事録

令和5年8月30日（水）

原子力規制委員会

令和5年度 原子力規制委員会 第29回会議

令和5年8月30日

10:30～12:25

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査の結果の案の取りまとめー特定重大事故等対処施設の設置及び耐圧強化ベント系の廃止ー
- 議題2：脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の改正等
- 議題3：型式指定の変更承認に係る規定の見直しに向けた対応方針
- 議題4：東京電力福島第一原子力発電所事故に関する知見の規制への取り入れに係る今後の対応方針
- 議題5：令和4年度原子力事業者防災訓練の結果及び令和5年度の訓練実施方針の報告並びに「原子力事業者防災業務計画の確認の視点等について」の改正案に対する意見公募の実施

○山中委員長

それでは、これより第29回原子力規制委員会を始めます。

本日は、田中委員が体調不良のため、リモートで参加されております。

最初の議題は「東北電力株式会社女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査の結果の案の取りまとめ－特定重大事故等対処施設の設置及び耐圧強化ベント系の廃止－」です。

説明は、実用炉審査部門の岩澤調整官からお願いします。

○岩澤原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全規制調整官

実用炉審査部門の岩澤です。資料1をお願いいたします。

「2. 経緯」のところですが、本件は、昨年1月に東北電力株式会社より女川原子力発電所2号炉の設置変更許可の申請がなされ、審査チームにおいて審査してきたものであります。

内容としては2件あります。

一つ目としては、特定重大事故等対処施設の設置となります。この施設を審査チームでは「特重施設」と呼んでおりますけれども、目的としては、意図的な航空機衝突などに備えるため、既存の事故収束のための設備に加えまして、安全性向上のためのバックアップ対策として整備する施設の設置申請となります。

二つ目としては、特重施設にフィルタベント装置を設置することに伴いまして、耐圧強化ベント設備を廃止するものとなります。

先週8月23日の原子力規制委員会の臨時会において、セキュリティの観点から非公開にて議論すべき大型航空機の衝突対策等に関する技術的な内容について審議を行いまして、審査書の案が了承されたところであります。

なお、審査書の案については、非公開とすべき部分をマスキングした上で、添付1のとおり公表しているところであります。

3. は審査結果の取りまとめについてであります。本日の原子力規制委員会では、特重施設に関する申請のうち、公開にて議論すべき平和利用、経理的基礎等の各要件への適合性及び耐圧強化ベント系の廃止について審議いただきたいと思います。

審査チームにおいて審査を進め、原子炉等規制法43条の3の6第1項各号のいずれにも適合すると認められることから、別紙1のとおり審査結果を取りまとめることとし、所要の進めたいと考えております。別紙1の内容については、後ほど説明いたします。

4. と5. の原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取については、これまでどおり既許可プラントと同様に実施したいと考えております。

2ページ目を御覧ください。

科学的・技術的な意見募集についてであります。

(1) 特重施設については、セキュリティの観点から、これまでどおり科学的・技術的意見の募集は行わないこととし、(2) 耐圧強化ベント系の廃止については、第1案とし

て募集を行う、若しくは第2案の行わないのいずれかをお決めいただければと思います。

7. は「今後の予定」についてであります。意見聴取等の結果を踏まえ、また、科学的・技術的意見の募集を行った場合には、その意見に対する考え方を取りまとめた上で、改めて原子力規制委員会にて許可処分の可否について御判断いただきたいと考えております。

3 ページ目を御覧いただけますでしょうか。別紙1が本申請に関する許可処分の案となります。

1. が第1号要件、いわゆる平和利用に関するものです。当該申請については、発電用原子炉の使用目的や使用済燃料の処理方針に変更がないことから、平和的目的以外に利用されるおそれがないものと認められます。

2. は第2号要件のうち経理的基礎に関する事項で、申請者は工事に要する資金を自己資金等により調達する計画であり、調達実績、自己資金及び外部資金の状況等から、必要な経理的基礎があることを確認しております。

次のページですけれども、3. から5. の技術的な部分については、先日の臨時会にて添付1の審査書の案を了承いただいたところであり、耐圧強化ベント系の廃止に関する添付2の審査書については、別途説明いたします。

6. の品質管理については、申請前後において体制に変更がないことから、引き続き基準に適合していることを確認しております。

7 ページ以降の別紙2、別紙3の原子力委員会、経済産業大臣への意見聴取の案文については、従前の内容と変更がないことから、説明を割愛させていただきたいと思っております。

資料、大分飛びますけれども、135ページを御覧いただけますでしょうか。135ページのパワーポイントとなります。135ページのここからは、先日の臨時会における技術的な審査結果の概要について、主なポイントを説明いたします。

137ページ、審査の経緯についてのところですが、矢羽根(➤)の三つ目となります。特重施設の設置期限との関係ですが、令和3年12月に本体の工事計画認可を出しておりますので、設置期限としては令和8年12月22日となります。

➤の下から三つ目ですが、審査会合は令和4年1月から計16回開催し、このうち審査の効率化の観点から、現在審査中の島根特重との合同会合を2回実施しております。現地調査については、石渡委員、杉山委員に昨年と今年に現地を調査・確認いただいたところあります。

➤の一番下ですが、津波による敷地内浸水に対する機能維持の方針については、非公開にて臨時会を2回開催しまして、審査方針について了承いただいたところあります。

140ページをお願いいたします。特重施設を構成する主な設備についてであります。右上の部分に、①原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作を行う機能でありますとか、②から④の水源から注水設備により原子炉を冷却する機能、そして、フィルタベント装置による格納容器破損防止対策の機能等がありまして、いずれも基準に適合していることを確認し

ております。

141ページを御覧ください。格納容器の過圧破損防止対策についてであります。左側の重大事故等対処施設のフィルタベント装置に加えまして、新たに特重施設としてフィルタベント装置をもう一枚追加したため、過圧破損防止対策の機能が向上していることを確認しております。

142ページを御覧ください。大型航空機の衝突による影響評価については、基準を満足する旨、記載をしているところであります。詳細については、セキュリティ上の観点から、説明を控えさせていただきます。

145ページを御覧ください。格納容器破損防止対策の有効性評価についてであります。

その結果としては、中段下線部のところであります。対策を講じることにより、環境に放出されるセシウム137の放出量は7日間で0.28TBqでありまして、100TBqを十分に下回ることを確認しております。

146ページを御覧いただけますでしょうか。38条要求の地盤についてであります。特重施設に加えて、既許可で審査した施設の一部についても併せて評価を行いまして、新たに確認された断層についても、活動性評価の結果から、変位が生じるおそれがないことを確認しております。

39条要求の地震による損傷防止についてですけれども、特重施設は耐震Sクラス相当の設計でありまして、許容限界に相当する応力等に対して余裕を有することを確認しております。

148ページを御覧ください。最後に、耐圧強化ベント系の廃止について説明いたします。

この絵にあるとおり、本体の審査では、格納容器の過圧破損防止対策として、左側のフィルタベント装置を1枚設置することに加えまして、赤字で記載しました耐圧強化ベント系の配管が設置されております。この配管は炉心損傷前に使用するフィルタが無い配管でして、このラインを用いて熱や圧力を大気に逃がすものであります。

しかしながら、耐圧強化ベント系の配管については、水素だまりが発生し、爆発による配管破断が生じるおそれがあることから、今回、右側の緑枠で示しました特重施設のフィルタベント装置を設置することに伴いまして、当該配管を廃止するものであります。

なお、廃止に伴いまして、関連機器等への悪影響はないことを確認しております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○山中委員長

質問、コメントはいかがでしょうか。

まず、地震・津波関係の審査を担当していただいた石渡委員から、何か追加でございませうでしょうか。

○石渡委員

この審査につきましては、特重施設という新しい施設を作るわけで、そこで新しい断層が一つ見つかったということがございまして、その評価というのが一番重要な点でござ

いました。それに関しましては、既許可の本体施設に係る地盤の調査、断層の調査の結果から見て、そこで一番新しいとされる断層に切られていると。今回見つかった断層はそれよりも古いということがはっきりしまして、問題がないということを確認いたしました。そこが一番大きな点であったと理解しております。

以上です。

○山中委員長

ありがとうございます。

プラント関係、杉山委員。

○杉山委員

私は昨年10月以降、途中からこの件の審査を担当しております。11月に現地調査にも行ってございまして、特に大型航空機の意図的落下等に対する設計、あるいは施設の設置場所が適切であるということを直接現地で確認してまいりました。

特にプラント関係では、技術的に論点になった大きな部分はないと認識しております。今回の審査内容及びその審査書の書きぶり、いずれも問題ないと考えております。

また、耐圧強化ベント系の廃止につきましても、以前は一定の役割があったということですが、特重のフィルタベントが設置された後は、利用できる条件の拡大、あと、性能の向上を踏まえますと、この廃止は問題ないと考えております。

以上です。

○山中委員長

そのほか、御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

特重施設に関しては、石渡委員から御説明がございましたけれども、その審査の中で新しい断層が見つかったわけでございますけれども、特段大きな問題はないということを確認していただきました。

そのほか、プラント関係については、BWR（沸騰水型原子炉）についての特重施設ということで、この発電所については、フィルタベント系を特重施設として一つ追加するという、そういう特徴がございます。

特段、私もプラント関係、あるいは地震・津波関係、大きな問題はないと思っておりますけれども、何かそのほかはよろしいでしょうか。

フィルタベントを二つ設けるということで、耐圧強化ベント系については廃止をするという、この案件についても、本日お諮りをする予定にしておりますが、何かございませんか。よろしいですか。

それでは、別紙1のとおり審査の結果の案を決定するとともに、別紙2及び別紙3のとおり、原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の実施を決定してよろしいでしょうか。

まず、田中委員の方からお願いいたします。

○田中委員

結構でございます。よろしいと思います。

○山中委員長

杉山委員。

○杉山委員

問題ないと思います。

○山中委員長

伴委員。

○伴委員

決定に異存ありません。

○山中委員長

石渡委員。

○石渡委員

異存ございません。

○山中委員長

私も異存ございません。

それでは、そのとおりといたします。

その上で、別紙1添付2の耐圧強化ベント系の廃止に関する審査書案について、科学的・技術的意見の募集を行うべきかどうか、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

○田中委員

田中ですけれども、特に新しい科学的・技術的な観点が得られませんので、募集を行わないということでもいいと思います。

○山中委員長

杉山委員。

○杉山委員

この耐圧強化ベントラインに関しましては、元々規制要求そのものではなく、既設の設備を残しておいても活用する場面があるということで、残してあるものだと認識しております。今回、それを廃止するに当たって、特段の意見募集は必要ないと思っております。

○山中委員長

そのほか、よろしいですか。そのほか、何かございますか。

私も、特にこれは新規性、技術的に何かあるわけではありませんので、単に廃止をするだけということでございますので、科学的・技術的な意見の公募を行わないということで、そういう方向でよろしいかと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

それでは、案2のとおり、科学的・技術的な意見の公募は行わないということで了承いたします。

以上で議題1を終了いたします。

次の議題は「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の改正等」です。

説明は、原子力規制企画課の照井補佐からお願いいたします。

○照井原子力規制部原子力規制企画課課長補佐

原子力規制企画課の照井でございます。

それでは、資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、本議題は、本年6月7日に公布されました、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律、この一部の施行に伴いまして、制定又は改正が必要となる法令等の案に関しまして、本年7月5日の第20回原子力規制委員会において実施が了承されました意見公募、これについて提出された御意見に対する考え方について了承を諮るとともに、法令等の制定及び改正の決定について付議をするものでございます。

3. に行きまして、意見公募の実施結果でございます。今回の意見公募は、行政手続法に基づくものと任意のものとそれぞれをやってございますけれども、令和5年7月6日から8月4日までの期間で意見公募を実施いたしました。

行政手続法に関するものについては、提出意見としては186件、それから、任意のものについては、提出意見としては52件というものの意見が提出されました。これらの提出意見について主なものを御紹介させていただきたいと思っておりますけれども、4ページ、別紙1でございます。これは意見公募に付議をした案に関する御意見とその考え方でございます。

次のページ、5ページ目でございますけれども、これは手数料を定める政令に対する御意見でございます。御意見の内容といたしましては、手数料を定めた審議内容が読み取れないであるとか、あるいは根拠となる法該当の説明がない、あるいは手数料の算定根拠というのを細かに出してくださいというような御意見がございました。

考え方でございますけれども、この改正法に基づきまして、改正法の附則の中にはそれぞれ認可申請を定めておりますけれども、その手数料の額について、実費を勘案して定めるものということで規定されてございます。

具体的には、人件費総額を組織定員・勤務時間数で割り戻して職員1人当たりの単価を出しまして、その上で審査事務に必要な見込まれる時間等を基に人件費を算定すると。それに加えて、審査会合の運営、あるいは現地確認に掛かる費用、こういったものを計上いたしまして算定しているというものでございますので、その内容によって審査に見込まれる時間等が変わりますので、申請に応じて異なる額となっているということで考え方を示してございます。

政令については、このような御意見が来てございまして、続きまして、めくっていただいて7ページ目、規則の改正案に対する御意見及びその考え方でございます。

規則案につきましては、御意見としては、今回の新しい制度、長期施設管理計画の認可

制度について、劣化評価の方法などが事業者に求めているようなものになっていて、規制側が評価の方法を提示していないであるとか、あくまで一般論的な書き方であって、本来、個別に見なければならぬ話なのではないかというような御意見が来てございます。

これについての考え方でございますけれども、まず前提として、規制基準への適合を立証するというのは、これは事業者の役割でございますして、原子力規制委員会、我々の役割というものについては、最新の科学的・技術的知見も取り入れながら規制基準を定めるということでありまして、その適合性について、審査・検査等を通じて厳正な確認を実施するというところでございます。

したがって、この新しい長期施設管理計画の制度ですけれども、認可の基準に適合していることが確認できない場合は、これは運転することができないという厳しい規制になっているというものでございますし、長期施設管理計画というものは、当然、発電用原子炉ごとに経年劣化の状況は異なりますので、事業者自らが劣化の状況を的確に把握した上で計画を策定していただいて、我々はその妥当性を科学的・技術的観点から個々に審査して、認可の可否を厳正に判断するというところで考え方を示しているものでございます。

それから、おめくりいただきまして、次のページ、8ページ目、4-1でございまして、この御意見は、今回、60年目以降に実施する追加点検につきまして、これについて事前の確認というものを制度として置いてございまして、その事前確認にかかる標準的な期間を明確にできないのかという御意見でございます。

今回、この追加点検については、準備行為としては、60年目の対象になるものはございませぬので、準備行為の対象にはしてございませぬけれども、したがって、追加点検については、具体的な運用については、今後検討したいと考えてございます。

また、具体的な内容によって確認に要する時間も変わってくるだろうと考えてございまして、標準的な期間、どれぐらいの期間掛かるのかということについては、その示し方も含めて、今後の検討の中で考えていきたいと考えているということで回答してございます。

それから、次のページ、9ページ目、6のシリーズでございまして、これは今回措置いたしました未適合炉の方の規定でございます。

未適合炉の方の規定については、運転を相当期間停止する場合であるとか、特別な措置を講じなさいということで規定してございまして、相当の期間とか、特別の措置が何なのかということが分からないというような御意見でございます。

これについては、現行法で既にこのような相当期間停止する場合の特別の措置の規定がございまして、それについては、別途、いわゆる保安措置ガイドと言われるものの中で、相当期間については、おおむね1年以上停止している場合であるとか、特別の措置の内容としては、施設の状況に応じて適切な時期に点検を行うこと、あるいはそれに応じた体制、記録の管理等について定めなさいということを示してございまして、今回新しく措置した文についても、同様にこのガイドの中で措置していくということを考えている

というものでございます。

以降、同様に意見の概要と考え方を示させていただいておりますけれども、ここでは割愛させていただきます。

規則については、案の修正が必要となるような御意見はございませんでした。

続いて、通し17ページ目を御覧いただければと思いますけれども、ここからは審査基準に対する御意見でございます。

1番シリーズでございますけれども、御意見の内容としては、いわゆる主要6事象というものの評価を求めてございますけれども、その6事象だけを評価すればいいのかであるとか、例えば、評価する機器も代表機器でいいのかというような御意見でございます。

これに対する考え方でございますけれども、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象、評価対象事象というものの抽出に当たっては、全ての安全上重要な機器・構造物に対して、発生するか、発生が否定できない経年劣化事象を網羅的に抽出した上でその評価を行って、必要なものを高経年化対策上着目すべき経年劣化事象というものとして抽出してくださいということが要求事項になってございまして、その中に必ずこの主要6事象は含めなさいというような要求の仕方をしてございます。

したがって、主要6事象に限定して、これだけをやればよいというようなことを求めているというものではないというものでございます。

それから、評価対象機器についても、全ての安全上重要な機器・構造物を対象に、使用の履歴等を含めて、特性に応じた機器を選定するというのを求めてございますので、こうした具体的な中身というのは、審査の中で確認していくということになるかと思いません。これがこれらに関する考え方でございます。

続いて、またおめくりいただきまして、通しの20ページ目でございます。

2番シリーズですけれども、今回、監視試験の実施時期について、少し見直しを図ってございますけれども、この御意見は、今回の暦年ではなくて、照射量に応じたものにするということの改正が事業者の要求に応じたものではないかということであるとか、そもそも今エンドースしているJEAC4201（日本電気協会「原子炉構造材の監視試験方法（JEAC4201-2007）」）というのが40年を想定して策定されたものなので、使えないのではないかとということが御意見として来てございます。

ここに対する回答でございますけれども、今回、この見直しを図った経緯というものについては、まず、認可の基準となっている技術基準規則側ではJEACをエンドースしているわけですが、そちらについては、照射量ベースでの規制となっているというところでございます。

一方で、現行の高経年化の実施ガイドにおいては、暦年で取り出すということを規定してございますので、それぞれの規定に若干の不整合が生じているという状況にありましたので、これを念頭に検討チームの中で、原子力規制庁側から中性子照射量に応じた実施時期とする見直しの方向性を示した上で、事業者の考え方も聴取しながら議論してきたもの

だというものでございますし、この検討チームの状況については、原子力規制委員会にも報告し、議論いただいているというような状況でございます。

こうした議論の結果を反映したものでございますし、そもそも中性子照射脆化というものについては、中性子の照射によって材料が劣化する事象でございますし、監視試験カプセルというものについても、これは試験のための取り出し期間以外は常に炉心領域に設置されているというものでございますので、仮に運転、停止等の中性子束とかの変動があったとしても、これはそのカプセルは炉心領域の内表面が受けている照射履歴というものを適切に反映しているというものになりますので、こういった中性子照射量に応じて監視試験をするというものは、合理的なものだろうと考えているというものでございます。

それから、JEACの方についても、これについては、長期監視試験計画として相当運転期間を超えて運転を行う場合の監視試験計画を策定しなさいと規定してございますし、我々の審査基準の中でも監視試験に関する措置が具体的に定められていることとしてございますので、具体的に監視試験計画が定められているかどうかということについては、審査の中で確認していきたいと考えてございます。

よって、原案のとおりということで回答しているものでございます。

それから、またおめくりいただきまして、通しの32ページ目、4番のシリーズでございます。

こちらについては、同じく今回の検討の中で議論がありました加圧熱衝撃評価、いわゆるPTS（加圧熱衝撃）評価に関する御意見でございまして、これについても、BWRのPTS評価が不要だという事業者の要求に応じて今回の見直しを図っていて、これを撤回すべきだというような御意見でございます。

こちらについても、原子力規制庁の方から加圧熱衝撃評価の対象の見直しの方向性について示した上で、特にBWRに関しては、改良型の沸騰水型軽水炉、いわゆるABWRですけれども、についても含めて加圧熱衝撃事象について議論を行って、結果としてBWRについて評価しなくてもいいと、するものではないということで結論を出してございます。

こうした議論を踏まえて、審査基準では加圧熱衝撃により原子炉圧力容器が損傷するおそれのある場合と規定させていただいてございますけれども、この趣旨については、BWR、PWR（加圧水型原子炉）関係なく、加圧熱衝撃による圧力容器の損傷のおそれがあるかどうかを含めて評価をしなさいという趣旨で規定しているというものでございます。

実際には加圧熱衝撃評価については、炉心に冷却水が入ったときに、原子炉圧力容器内が急速に冷却されることにより応力が発生して、保守的に亀裂があると想定したものが進展するかどうかを確認するものでございますので、事故時の発生時の応力の程度を確認していくことになろうかと思っておりますけれども、それについては、具体的な審査の中で確認していきたいと考えてございます。

よって、こちらについても、原案のとおりということで回答をしてございます。

主なものは以上でございまして、そのほか、審査基準の直接修正に関する御意見につい

ても、少し御紹介させていただきます。

めくっていただいて36ページ目ですけれども、5-1ということで、審査基準の用語の定義上「運転を想定する期間」と規定してございますけれども、これが規則側の引用している号と少しずれているということで、修正してはどうかということで、こちらについては修正させていただこうと考えてございます。

それから、まためくっていただいて、通しの50ページ目、51ページ目になりますけれども、例えば「すべて」が平仮名になっていて漢字にしてはどうかとか、あるいは規定の中で同じようなものを指しているのに、表記が揺れているようなところがありましたので、そこについては統一してはどうかというような御意見を頂きまして、それについては拝承させていただいているというものでございます。

審査基準については以上でございまして、まためくっていただいて、次のページ、通しの52ページ目からが今度は記載要領に関する御意見でございます。

こちらについても記載の適正化等の御指摘を頂いてございまして、例えば、1-1であると「意義定義」と書かれていて、「定義」だけで十分ではないかというような誤記、あるいは記載の適正化に関する御意見でございます。

それから、次のページ、53ページ目の6番ですけれども、これは規定の中で日本原子力学会の高経年化対策実施基準を参考とするという規定がございましてけれども、それが対象設備の抽出の方に記載されていて、劣化事象の抽出の方にも記載すべきではないかという御意見でございます。

これは現行のガイドについても、どちらにも書いておりますので、この御意見については拝承させていただいて、劣化事象の抽出の方にも記載させていただこうと考えてございます。

記載要領について、主なものはこのようなものが御意見として来てございます。

それから、めくっていただいて、54ページ目からが別紙2、案に対する直接の御意見ではないですけれども、関連する御意見とその考え方でございます。

こちらについても主なものを少し御紹介させていただきますけれども、こちらについては、特に法案のときにも同様なものが届いているものも多く見受けられましたけれども、例えば、55ページ目からについては、60年を超える運転にそもそも反対であるというような御意見。それから、68ページ目ですけれども、今、エンドースしている民間規格がそれぞれ（JEAC）4201、あるいは（JEAC）4206ですけれども、2007年版ということで古いのではないかというような御意見。それから、74ページ目ですけれども、監視試験片が足りないのではないか、あるいは再生できないのではないかというような御意見。それから、80ページ目ですけれども、本年1月30日に発生した関西電力高浜発電所4号機の自動停止に関する御意見であるとか、あと、88ページ目ですけれども、設計の古さに関して、新制度に取り込んでいないのではないのかというような御意見が届いてございます。

これらについても、これまで原子力規制委員会で御議論いただいていたことをベースに、

それぞれ考え方を示してございますけれども、ここでの御紹介は御意見の御紹介だけにさせていただきます、主な意見については以上でございます。

今、審査基準・記載要領と具体的な案の修正の御意見もありましたということで御紹介させていただきましたけれども、具体的な修正については、187ページ目に参考1から規則以下を見え消しでつけてございます。

規則の修正でございますけれども、この規則中、修正箇所を赤字で記載させていただいておりますけれども、規則については、誤字脱字が少しありましたので、その修正をさせていただいているというものと、実用炉規則、あるいは研開炉規則の中で、平仄が少し統一できていなかったようなところがございましたので、その観点で少し技術的な修正をさせていただいているというものでございまして、先ほど申し上げたとおり、御意見を踏まえて修正している部分は、規則についてはございませんでした。

それから、審査基準、これは231ページ目以降、それから、記載要領、これも251ページ目以降でございますけれども、先ほど御紹介した意見公募での修正のほか、規則とか、あるいは審査基準、記載要領等の関係の中で、やや言葉が不整合になっていたところを適正化したりとかいうような観点で修正させていただいているものでございます。具体的には赤字で記載してございますので、こちらを御覧いただければと思います。

以上が修正箇所でございます、また冒頭、2ページ目に戻っていただければと思います。

以上が提出意見に対する御意見とその考え方でございまして、それぞれ別紙1、別紙2のとおり、その考え方について、御了承いただきたいなと思っております。

それから「5. 法令等の制定・改正」、こちらは御決定事項でございますけれども、まず、政令の関係でございます。

今回、意見公募に付議いたしました手数料等の額を定める政令については、別紙3のとおり政令を制定することに関して、閣議請議手続を進めるということについて御決定いただければと思います。具体的な案文については、104ページ目に書いてございまして、それぞれ申請ごとに手数料を定めているというものでございます。

それから、施行期日の方でございます。準備行為の施行については、意見公募を付議したときに、本年10月1日にする予定ということで示してございまして、その後、本格施行、公布の日から2年を超えない範囲で定める日でございますけれども、その施行の日については、法律が公布されたタイミングで原子力規制委員会に御報告しているとおりで、十分な審査期間を確保できるように措置する方針ということで御報告させていただいておりますけれども、今般、関係省庁との調整が整いましたので、本格施行の日を2年ぎりぎり取って、令和7年6月6日とするようにしたいと考えてございまして、今回の準備行為の施行の日を令和5年10月1日とするということと併せて、施行期日を定める政令を別紙4のとおり制定することについて、閣議請議手続を進めるということをお決定いただければと考えてございます。

それから、(2)、これは規則以下でございますけれども、先ほど御紹介したとおり、意見公募等の結果も踏まえて、改正の規則案、それから、審査基準、記載要領、それぞれ別紙5から別紙7までにつけてございますけれども、それぞれ御決定いただければと考えてございます。

それから、また、これは新しいのですけれども、意見公募の対象ではなかったのですけれども、別紙8に、行政手続法では審査基準、あるいは標準処理期間というものを定めて公表しなさいという規定がございますけれども、それに関する規定でございます、長期施設管理計画を今回新たに入れるものですから、原子力規制委員会の処分に係る審査基準の改正というものを別紙8ということにつけさせていただいてございます。

具体的には182ページでございますけれども、具体的な改正内容は182ページからで、中身としては184ページでございますけれども、それぞれ今回新しく法律に制定する認可行為に対して、審査基準がどういうものだよということとか、あるいは標準処理期間としては、これは現行制度も1年程度を見込んでございますので、1年とさせていただくのと、変更認可については、それよりかは審査期間が短くなるだろうということで、6月ということで標準処理期間を示しているものがございますけれども、これについても併せて御決定いただきたいと考えてございます。

最後、2ページ目に戻っていただきまして「6. 今後の予定」でございますけれども、今回、御決定いただければ、今後の予定としては、まず、準備行為の施行に向けた対応ですけれども、御決定いただければ、政令の閣議については9月の上・中旬ぐらいを予定してございまして、その後、公布となろうかと思えます。そうしますと、法令等の一部施行が、準備行為の施行が本年10月1日からということになりまして、2年後の施行は令和7年6月6日を予定しているということでございます。

それから、今回、準備行為に関するものですけれども、本格施行に向けた対応としては、炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）の施行令についても整備が必要となりますので、そのほか未適合炉に関する部分の整理も必要になってございますけれども、そうしたものを施行までに整備するという事で予定をしているものでございます。

以上で説明は終わらせていただきます。

○山中委員長

それでは、まず、御質問、御意見等を頂きたいと思えます。いかがでしょうか。

○杉山委員

今回の意見募集に対しまして、基本的な考え方のレベル、あるいは個別の技術的なレベル、あるいは記載上の修正点など、非常に幅広いレベルに対して非常に貴重なコメントを頂くことができたと思っております。

それに対して、苦勞して考え方の説明パートを作っていたらと思っております、これらを一通り読ませていただきまして、これまでの高経年化の検討チームでの検討内容

ですとか、あるいはその一環で用意していただいた分かりやすい資料ですとか、QA集のような、ああいったものときちんと一貫していると認識しております。

今回の頂いた意見とそれに対する考え方の回答、このセットも我々にとってのQA集の充実という観点で非常に重要な資料になると思いますので、今回はありがとうございました。

私は、今回のこの考え方の説明は妥当だと考えております。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。特に技術的な意見公募に対する考え方。

田中委員、ございますか。よろしいですか。

意見公募に対する答えをまとめていただきましたけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

まず、技術的な議論については、検討チームの会合で、杉山委員ほか委員の方も出ていただいて、分かりやすい資料もまとめていただきましたし、それがベースになって、多分、答えがまとめられているかなと思っております。杉山委員からもコメントがございましたように、答えとしては私も妥当な答えをいただいたのではないかなと思っております。

それでは、まず、提出意見及び関連の御意見に対する考え方を別紙1、別紙2のとおり了承してよろしいでしょうか。

○田中委員

田中です。了承していいと考えます。

○杉山委員

これで結構だと思います。私も賛成いたします。

○伴委員

これで結構です。

○山中委員長

石渡委員、いかがでしょう。

○石渡委員

内容について、それぞれの部分については、私も議論に参加してきましたし、妥当な部分が多いとは思いますが、ただ、根本的なところで、私は2月の原子力規制委員会で、炉規法から40年ルールというものを外して電気事業法の方に移すということそのものに反対いたしました。

申し訳ないですが、これについては、私は、これは新しい法体系の中での下位規定、法令等の制定、あるいは改正ということの案でございますので、大もとの方に反対した以上、これに賛成することはできません。反対です。

以上です。

○山中委員長

私は、意見公募に関する回答、これは賛成いたします。

石渡委員、法案について反対を表明されたということとの整合性で、意見公募について

の回答、これを了承できないという、それでよろしいですか。

○石渡委員

はい。そのとおりです。

○山中委員長

ありがとうございます。

それでは、別紙1、別紙2のとおり了承させていただきたいと思います。

その上で、別紙3及び別紙4のとおり、手数料等の額を定める政令と施行日を定める法令の制定に関する閣議請議手続を進めることについて、決定してよろしいでしょうか。

田中委員からよろしくお願いします。

○田中委員

決定していいと思います。

○杉山委員

異存ございません。

○伴委員

決定することに異存ありません。

○石渡委員

私はこれにも反対いたします。

○山中委員長

私は賛成でございます。

ということで、本件については、政令について（閣議請議手続を進めることを）決定させていただきたいということでございます。

異議の内容については、石渡委員、意見公募と同じく、法案について反対されたということの整合性により、反対ということでよろしゅうございますでしょうか。

○石渡委員

はい。そのとおりです。

○山中委員長

それでは、別紙3及び別紙4の手数料等を定める政令と施行日を定める政令について、これは技術的な内容を含みませんので、これらについては、賛否の結果をもって閣議請議の手続を進めることについて決定したいと思います。

さらに、規則について決定させていただきたいと思います。別紙5から別紙8のとおり、関連規則等の改正、又は制定について決定してよろしいでしょうか。

○田中委員

田中です。改正することについて、異存ございません。

○杉山委員

いずれについても異存ございません。

○伴委員

これらも必要な改正、制定ですので、決定することに異存ありません。

○石渡委員

私はこれも反対いたします。

○山中委員長

私は賛成させていただきます。

石渡委員、確認でございますけれども、法案について反対を表明されたとの整合性により、規則案についても反対を表明されたということによろしゅうございますでしょうか。

○石渡委員

はい。そのとおりです。

○山中委員長

一方、規則の内容については、御納得いただけますでしょうか。

○石渡委員

元々の大もとの規則を変えて60年ルールという、40年ルールというものがあって、例外的に60年というのが炉規法の元々の規定だったわけですね。これを新しい法律では60年を超えて運転できるという形にするということで、しかも、我々が審査に掛かった時間というものをそれに加えるというような方針だということを知っておりますので、そういうことについては、私はそれは反対ということを申し上げたわけです。

今回のそれぞれの個々の部分の変更の内容、あるいは新しい規定につきましては、私も議論に参加していろいろ意見を述べて、それが反映されている部分もございますので、それについては、今まで議論に参加はしてきましたけれども、元々の法案に反対したということで、残念ながら、これについても認めることはできないという態度であります。

以上です。

○山中委員長

ありがとうございます。

石渡委員は反対ということではございますけれども、法案について反対を表明されたことの整合性で御反対ということで、技術的な課題があるということではないようでございますので、本日の賛否をもって、別紙5から別紙8のとおり、関係規則等の改正、又は制定について決定することといたしたいと思えます。

それでは、以上で議題2を終了いたします。

次の議題は「型式指定の変更承認に係る規定の見直しに向けた対応方針」でございます。

説明は、原子力規制企画課の伊藤係長からお願いいたします。

○伊藤原子力規制部原子力規制企画課係長

原子力規制企画課の伊藤です。

ただいま御紹介いただいたとおり、本議題は、型式の指定の変更承認申請の審査をする過程において、関係する原子力規制委員会規則の規定について課題が判明したことから、当該課題に対する今後の対応方針について、了承を諮るものでございます。

具体的な本件の経緯なのですけれども、本件申請は、三菱重工（三菱重工業株式会社）から令和5年4月3日に申請がされ、一部補正の上、受理したものでございます。

型式指定というのは、その前提として、型式証明を経て定められるものなのですけれども、今回、前提となる型式証明において貯蔵区域における地震力の増加の変更がなされたため、それと同じような内容の型式指定の変更を行うというものが本件申請の内容となります。

本件申請の過程において、こういった課題が判明したため、対応させていただくこととなります。

加えますけれども、本件の型式指定の申請は現行法令に基づくものでありますので、現在、審査会合においてその技術的な面を審査しているところでありまして、変更の要件である指定を受けた型式と同一であると認められれば、承認手続を進めさせていただくこととしております。

具体的な法律上の問題点等について御説明いたします。

3. の前に、1枚おめくりいただいて、3ページ目なのですけれども、まず、型式の指定というものは炉規法上で定められておりまして、一番上の薄い線の四角で、炉規法第43条の26の3第1項で定められております。

これに基づいて委任規定が置かれていまして、実際に指定の申請をする場合であるとか、申請書にどういったものを書くかということが炉規法第43条の26の3第7項で「指定の手続その他型式の指定に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める」と委任を受けて、型式指定の申請というものが、太い四角囲いの中で、原子力規制委員会規則において定められるものとなっております。

具体的には、原子力規制委員会規則においては、型式指定の申請書の記載事項等を定めておりまして、左側の方ですと、特に法人名であるとか、工場の名称であるとか、所在地であるとかを記載せよと規定しておりまして、右側の方では、具体的な型式の設計の方法であるとか、概要であるとか、あと、品質管理の仕方であるとか、あと、実際に使用できる条件等を記載することとしております。

今回は、特に左側の代表者氏名の方は変更届でと規則で定めておりまして、右側の品質管理や製作方法の概要等については、変更の承認申請をできることとしております。その変更の承認申請をする際には、一度指定を受けた型式と同一なものであれば、変更承認を受けるという規定ぶりとなっております。

それで、1ページに戻っていただいて、具体的な課題なのですけれども、一つ目の段落で、先ほど御説明しました指定の手続、原子力規制委員会の型式指定の変更承認規定は「法律上の指定の手続その他型式の指定に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める」とした炉規法の規定の委任に基づいて定められているものなのですけれども、必ずしも原子力規制委員会規則が法律の委任の範囲内で型式指定の変更の承認規定を置くことを委任しているかまでは明らかではないので、この点が法律的な観点から問題となったというこ

とでございます。

二つ目の問題なのですけれども、審査の実務から見ても、変更承認は法律上の指定を受けた型式と同一と認められる限りにおいて行われるものではあるのですけれども、今回の三菱重工からの申請のように、変更承認であっても、そういった新規の指定と同じような技術的な審査を行う場合となっておりまして、実際に新規指定として技術的な審査をするのか、それとも変更承認で実際に技術的な審査をするのかという、そういった分かれ目が分からないようになっていて、ここも実務的な問題としてあるということが分かりました。

審査の過程においてこういった課題が見つかりましたので、今回の規則の見直しに向けて、実際にどこまで委任を受けているのかとか、実際にどのように審査を新規の指定とするべきか、変更の承認とするべきかという振り分けを検討して、必要に応じて原子力規制委員会規則の改正も考えさせていただきたいなというのが今回の了承事項となります。

説明は以上となります。

○山中委員長

御意見、御質問はございますか。いかがでしょう。

どうぞ。

○杉山委員

御説明ありがとうございました。

今回の説明の中で、具体的な案件としては、三菱重工の容器ですかね。こちら、今回出てきて今回の課題のきっかけになった案件そのものは、変更として申請されて、そのまま変更として扱うという、それはそれで、確認ですけれども、よろしいでしょうか。

○黒川原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制企画課長の黒川です。

本件申請に関しましては、変更として申請されましたので、そのまま基準を満たせば、変更として承認します。ただ、今後、規則の改正を検討しますけれども、改正するとき、改正後はどちらの手続でやればいいのかというのは、今、この瞬間はお答えは難しいかなと思います。

○杉山委員

ありがとうございます。

今回の何が課題になっているかということは、理解いたしましたけれども、多分、今の説明ではなかなか分かりづらいのかなと思っています。ですから、もうちょっとかみ砕いて、要は、型式証明というもの、そういう炉設置の審査を合理化するための一つの制度があって、それに対応して設工認(設計及び工事の計画の認可)のフェーズで型式指定というものがあって、親の型式証明が変更されたから、今度、それに対応した型式指定をそこで変更するのか、改めて新規で出すのかという、そこですよね。その辺の論点をもう少しかみ砕いて説明していただけたら、よかったかなと思いました。

以上です。

○黒川原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制企画課長、黒川ですけれども、ちょっと加えて申し上げますと、やはり一番気になったのは、先ほど杉山委員からもありましたけれども、新規の指定と既存の指定の変更の境目が分からないということでありまして、両者の違い、いろいろ違いはありますけれども、法律に基づく指定なのか、規則に基づく変更なのか、変更の承認なのかというのはありますけれども、もう一点の違いは手数料を取る、取らないという差がありまして、法律に基づくものであれば、手数料を新規なら取るのですけれども、変更の場合は取らないことになっていまして、両方とも同じように審査会合をやって、技術的な審査をするのに、片や手数料が必要で、片や要らなくて、その境目が明確なら説明もできると思うのですけれども、そこの境目が分からない。何も規定されていないので、どっちもできる。手数料が掛かる方と掛からない方のどちらでも選べるように書いてあるので、それはなかなか都合が悪いのではないかというのが実務上の問題です。

○杉山委員

御説明ありがとうございます。

だから、別にこれを今後検討して、例えば、新規の申請に一本化するというわけではなくて、やはりその境目を明確にするということが議論の中心になるわけですか。

○黒川原子力規制部原子力規制企画課長

はい。そうなると考えておりまして、いずれその規則を改正する、しないはまだ分かりませんが、どういう形であれ、ここを境目として新規です、これは変更ですというのを説明することになるかと思えます。

○杉山委員

ありがとうございます。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょう。

念のため確認ですけれども、今回の三菱重工からの申請というのは変更ということで、新規に相当するような審査をするということになるわけでしょうか。

○松本原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門企画調査官

核燃料施設審査部門の松本でございます。実際に審査をやっている担当部門から御説明させていただきます。

本件は変更ですけれども、今年4月に受理しまして、新規案件と同様に審査会合を開催しまして、その技術的内容について審査を行ってきておりますので、そういった意味では山中委員長の御懸念はないと思えます。

○山中委員長

型式指定の変更という、いわゆる簡略化できたという要素をもう実際は飛ばして、新規に相当するような審査を改めてするという、これについてはそうすると。今後、検討しましょうという、そういうことでしょうかね。

そのほか、いかがでしょう。

田中委員、よろしいですか。

○田中委員

はい。結構です。

○山中委員長

よろしいでしょうか。

それでは、規則の見直しに向けた検討の開始を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

ありがとうございます。了承いただいたということで、そのとおりに承りたいと思います。

以上で議題3を終了いたします。

次の議題は「東京電力福島第一原子力発電所事故に関する知見の規制への取り入れに係る今後の対応方針」です。

説明は、技術基盤課の遠山課長からお願いいたします。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

この議題は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の調査・分析から得られた知見に関して、規制への取り入れを検討する作業チームというので活動してまいりましたけれども、6月にBWR事業者及び原子力エネルギー協議会(ATENA)から水素防護対策に関する取組状況を聴取いたしましたので、その内容を報告するものであります。また、併せて、今後の対応方針についての了承をお諮りしたいと考えています。

「経緯」ですけれども、令和3年に東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめというのが報告されておりまして、ここで得られた知見、主に三つ、水素防護対策、ベント機能、減圧機能のうち、水素防護対策を優先して検討するように原子力規制委員会から指示がなされておりまして、先ほど申し上げました作業チームで検討を進めてまいりました。

その後、令和4年9月に沸騰水型原子炉における原子炉建屋の水素防護対策に関する知見の規制上の取扱いの考え方というのを了承していただきまして、これに基づいて、令和5年、今年2月に規制基準の改正がされております。また、これに基づきまして、資料の2ページですけれども、現在、事業者から提出された保安規定の変更認可申請の審査が進められている状況でございます。

作業チームについては、このときの考え方に基づいて事業者が自律的・計画的に取り組んでいる状況をフォローアップしておりまして、今回、第4回の意見聴取会を行いましたので、その内容を報告いたします。

また、この意見聴取会には、第3回に引き続いて杉山委員にも参加をしていただいております。

ります。

意見聴取の結果ですけれども、これは令和4年、昨年11月に事業者が「水素防護対策に係るアクションプラン」というのを公表しております。これはお手元の資料の23ページと24ページに、事業者が提出した資料と同じものが記載されております。この中で、特に短期的対応というのが令和4年度内に完了するという事としておりましたので、その状況を中心に確認をしております。

この聴取会の結果の詳細につきましては、資料の8ページから別紙としてまとめてございますが、そのポイントを2ページ、3ページでかいつまんで御説明いたします。

まず最初に、短期的対応の取組状況ですが、これについては、まず、プラントウォークダウンというもので、原子炉建屋の下層階において水素が滞留する可能性がある箇所の調査と、それから、2番目に、常用換気空調系（HVAC）と非常用ガス処理系（SGTS）の運転をしている際の原子炉建屋内の風速の測定を行ったというもの。また、三つ目に、重大事故時にHVACを現設計のまま活用するためのアクシデントマネジメントのガイドラインの改定について、考え方を取りまとめたというものであります。この改定のガイドラインというのは、本日の資料の50ページ以降に資料が載っております。

結果として、事業者は、令和5年3月から6月までガイドラインの策定期間は遅れましたけれども、短期的対応については完了したということを確認しました。

また、3ページですが、この取組の遅れの理由、少し遅れがあったものの理由ですけれども、原子力部門の責任者（CNO）が出ている会議で2点ほどの指摘があって、これを検討するために若干遅れたと。しかし、プラン全体への影響は最小限に抑えて、最終的に手順書の整備の対応はプラントの再稼働前までに実施するという計画には変更がないということを確認しております。

また、これらの状況については、ATENAのホームページで公表されているということも確認いたしました。

事業者の今後の取組ですけれども、3ページの（3）ですが、今言いましたように、アクシデントマネジメントの内容については、再稼働前までに完了すると。そして、その実施計画を事業者はATENAに提出し、ATENAは進捗を確認した上で、完了した際には、適宜、規制当局にも報告・説明するとしていることを確認いたしました。

資料の4ページですけれども、更に、中長期的対応につきましては、ブローアウトパネルの開放試験等、それから、水素挙動の評価手法の構築と評価について検討・実施いたしまして、この評価の結果等を踏まえまして、原子炉建屋の下層階で水素濃度計やPAR（静的触媒式水素再結合装置）、これの追設、あるいはHVACやSGTSの設備改造など、追加的な対策の検討をすると言っていることを確認いたしました。

また、これらの中長期的な対応の課題を受けて、アクシデントマネジメントについてもガイドラインの改定に反映するとしておりました。

以上が、まず、意見聴取会の結果の報告でございます。

続きまして、今後の私どもの検討の対応方針ですけれども、資料の4ページの4番、今までのこの状況を踏まえまして、一つ目、まず、水素防護対策につきましては、事業者がアクションプランに基づいて自律的・計画的に取り組を進めているという方針、姿勢等が確認できましたので、引き続き作業チームで意見聴取会などでフォローアップして、必要に応じて原子力規制委員会に報告したいと考えます。

また、二つ目ですが、水素防護対策以外の論点については、資料の5ページ、6ページに表の形にまとめてございます。ベント機能と減圧機能という中間取りまとめで得られた論点に加えて、追加で、6ページの一番下ですけれども、原子炉補機冷却系(RCW)の汚染、東京電力福島第一原子力発電所の1号炉で観測された汚染の部分の内容が、線量の高い部分の推定原因としては、熔融燃料が圧力容器から格納容器に落下して、格納容器ペDESTAL内にある機器ドレンサンプを冷却するRCWの配管を損傷したということが、リークパスとして可能性が考えられているという内容でございます。

この三つの論点のうち、今、最後に申し上げましたRCWの汚染については、検討の方向性がより明確であると考えられております。

ちょっと補足ですけれども、資料の15ページにございますが、先ほどの意見聴取会の前に、このRCWの検討については原子力規制委員会の了承が得られておりましたので、事業者具体的に各プラントにおける配管の状況、あるいは関連する設備の状況についての調査を依頼いたしましたが、既に事業者は調査に着手しておりまして、この時点でPWRについては、原子炉キャビティに配置されている配管には格納容器外に貫通するものは確認されていない、大きな問題はないと考えています。

また、BWRについては、格納容器の型ごとに設計が異なっていて、これについては、全体を含めると、必要な情報を整理・調査して、3か月後程度をめどに原子力規制庁に報告できるように対応を進めたいということの表明がございました。

このような状況でございますので、資料の4ページですけれども、残っている論点のうち、RCWの汚染に関する論点の検討を優先的に進めることとしたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○山中委員長

御質問、御意見はございますか。

○杉山委員

意見といいますより、私からも少しコメントを追加するだけですけれども、この水素の問題、これはここに書かれているように、この作業チームの課題として取り扱っていただいております、同じくここで書かれているとおり、既に今年2月に規制にも反映されて、既にそれに関して保安規定の変更認可申請が出されていて、それを受けた審査も進んでおります。

そういう意味で、これは検討自体は、大分ここに、今御説明いただいたとおりですけれども、あとは事業者側の自主努力に委ねるというようなところまで来ておりまして、です

から、この福島第一から得られた知見の規制への取り入れに關しての作業チームとしての最優先事項からは、もうこの水素の問題は外してよいのではないかと考えております。

それに代わってですけれども、もっと早くから出ていた課題としては、ベント機能、減圧機能とありましたけれども、少し前にやはり1F（東京電力福島第一原子力発電所）の1号機から分かったRCW配管、この問題というのは、少なくとも規制側がそれまで気付いていなかった格納容器の起こり得る漏えいパス、そういったものはまずは短期的に確認が必要だということで、こちらといたしますか、私からもこの案件を特別扱的にいろいろと進めていただきたいということをお願いしてまいりました。

ですから、今回以降の作業チームが取り組むお題、これに關しては、比較的喫緊の課題と位置付けておりますRCWの汚染に關して、まずは取り扱っていただきたいと思っております。ただ、これは長期戦になるとは考えておりませんで、短期的に具体的な問題が解決できるということが分かれば、さっとそれで決着したいと思っております。よろしく申し上げます。

○山中委員長

そのほか、御意見、御質問はございますか。

どうぞ。

○伴委員

今の説明を一通り聞いて、事業者側が主体的に、この問題については、取り組みますと言ってアクションプランを作り、少なくともここまでの短期的対応を見る限りにおいて、彼らは約束したことをやっているということが確認できたということだと思っておりますけれども、その中でATENAは本件に關しては相当中心的に動いたと見てよろしいですか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課、遠山です。

ATENAの担当部長というのが中心となって説明、対応をしております、私どもはそのように感じております。

○伴委員

ありがとうございます。

○山中委員長

そのほか、御質問、御意見等はございますか。

どうぞ、田中委員。

○田中委員

田中です。

今後の対応方針で検討の方向性がより明確であることから、RCW汚染に關する論点の検討を優先するということがいいかと思っております。

ちょっと教えてほしいのですけれども、ベント機能と減圧機能については、5ページ、6ページを見ると、検討するとか、意見を収集するとか等々、いっぱい書かれているのですが、今後の対応スケジュールとしては、この二つについては、どのようなスケジュール

で考えていて、更に論点の検討を進めていくのでしょうか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課、遠山です。

私どもは、先ほど議論にもございましたが、比較的喫緊の課題と考えられるRCWの汚染の問題を先に解決し、その後、ベント機能と減圧機能を取り上げてはと考えております。

その心は、ベント機能、減圧機能のうちの幾つかは、対応の中に書かれている論点、検討課題が、既に新規制基準の中で手当てをされているものがあるということがございまして、その部分については、まず、急ぐ必要はないだろうと。具体的には、例えば、配管の共用を認めないとか、あるいは排気筒の中で下部の部分で配管が切れていた部分とかというようなことは、新規制基準の対応をした後、今後、再稼働するために新規制基準の対応をするようなプラントについては、考えにくいと。

それから、幾つかの機器のよく分からなかった作動の原因を確認するということについても、少なくともシビアアクシデントの環境下で安全機能を期待するものについては、その作動の状況をシビアアクシデントの環境下で確認するということとしているというのがございますので、これらベント機能と減圧機能については、もう少し長い目で見ていく方が適切ではないかと考えて、RCWの汚染の話を中心に検討に取り組みたいと考えたものであります。

○田中委員

分かりました。長い目で見ていくということで、RCWの方が優先的事項となったのですけれども、長い目で見るとしたときに、今後、どのような観点で長い目で見ていって、何を論点にするかについても、より具体・明確にしながら検討を進めていくことかと理解いたしました。ありがとうございます。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょう。

どうぞ。

○杉山委員

今、RCW配管の関係で長い目だというキーワードが出て、先ほどの短期的にというのとそごを感じた人もいるかと思ひまして、ちょっと補足させていただきますと、このRCWの問題は、実際にPWRでは類似の配管がないということは一通り確認、改めてそれは今後聞きますけれども、BWRに関して備わっているRCWという系統、こちらについてまず確認することが短期的な話であって、あと、そこから派生といいますか、もっと根源的な問題といいますか、格納容器の隔離機能がどうあるべきか、こういった問題もはらんでおりまして、そういったより広い一般的な観点については、もっと長期的に取り組むと、そういうことでよろしいですね。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

了解しました。

○石渡委員

基本的に4.の今後の対応方針ということについては理解いたしました。一つ質問があるのですが、先ほど伴委員からお話がありましたが、このATENAという組織の役割というのは、例えば、3.の(3)今後の取組という、この中でも非常に重要な役割を演じるような書きぶりになっているのですよね。BWR事業者からATENAに対して実施計画を提出するというような形で、ATENAというのはエネルギー協議会です。協議会という名前であって、ATENAというのは、ある意味、社会的な責任をきちんととれる法人格というのは持っている組織なのですか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課、遠山です。

法人格は持っていないと理解しております。

○石渡委員

そうなのですか。要するに、業界団体というか、単なる任意団体ということですか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

すみません。任意団体という言葉の定義まで詳しく承知しておりませんが、事業者とプラントベンダーが集まって作っている組織体だと理解しております。

ただし、少し前の原子力規制委員会（令和5年度第22回原子力規制委員会（令和5年7月19日））で、ATENAがここに呼ばれて意見交換をした機会があったと思いますけれども、少なくとも事業者は、このATENAという組織を通じて原子力規制委員会とのコミュニケーションを図り、また、業界全体としての活動をこの組織の下で進めていきたいというような意向が示されたと理解しております。

○石渡委員

コミュニケーションをとるのはもちろん重要で、それは構わない。どんどんやるべきだと思うのですが、ただ、こういう具体的な、1F事故の知見の規制への取り入れという非常に具体的な、そういういろいろ決定事項をしなければいけないようなことにおいて、それぞれの事業者がATENAに対して実施計画を提出するというようなことを将来規定するということになると、では、ATENAという組織はきちんと社会的な責任を取れるような組織なのかどうかということがやはり問題になってくるように思うのです。そのところはここで指摘しておきたいと思います。

以上です。

○山中委員長

今の件、いかがでしょう、ほかの委員。伴委員も同じような問題提起を以前にされていたかと思うのですが。

○伴委員

前回、ここでATENAの経営陣と意見交換をしたときに、私はその点を指摘したわけですが、すなわち、法人格を取得していないので、透明性、公開性、更に、説明性という

観点から問題があるのではないかという指摘をしたのですけれども、それをどうするかというのはATENA自身の問題ですので、それはしっかり彼らの中で検討していただきたいなと思っています。

○山中委員長

杉山委員、いかがですか。

○杉山委員

独立した一つの法人としての位置付けはない。つまり、結局、ATENAというのは事業者自身ですよ。事業者自身が、1社ではなくて全社にまたがって、自律的な対応をとるために自ら人を出して構成している組織であって、ですから、それを法人格がどうかというよりは、やはりその働きには事業者自身のやる気が反映されるべきであって、そういったつもりで、今後、我々も見えていかなければいけないと思っております。

○山中委員長

田中委員、いかがでしょう。何か御意見はございますか。

○田中委員

ATENAは、電事連（電気事業連合会）という組織が前にあったのですけれども、それと分かれた、それとは違うものを作って、それなりに活動しようとしていることは理解いたしますが、せんだっての首脳陣との会合のときも、伴委員も言われたように、法人格の問題等々について、彼らも何をすべきなのか、どのような資格を持つべきなのか、ちょうど今、検討している時期だと思いますので、その検討状況をまた見たいと思っています。

○山中委員長

既にこれまでバックフィットに代わる取組として、リスクの低い、例えば、デジタル安全保護系の共通要因故障に対する対応、これはATENAで責任を持って対応するという、そういう約束の下、対応をしてもらっていると。その点も中心に、この前、意見交換をさせていただいて、今後、どのように活動を進めていくのかということ原子力規制委員会としても十分注意をして見ていくということ、ここは必要かと思っております。法人格のあるなしにかかわらず、責任を持って課題に取り組むと。

水素対策についても、これは同じような対応方針かと思っておりますので、この点については、十分原子力規制庁としても注意をして見ていただければと思っております。

水素対策については、既にフィルタベント装置を水素対策に位置付けるという法（許可基準規則解釈等の規制基準）改正も行って、バックフィットをしている。その上で、各社がいろいろな取組を提案しているわけですけれども、その取組を再稼働前にきちんと位置付けるというのが今後の対応方針かと思っております。

それ以外、1Fの事故調査で出てきた幾つかの課題については、優先順位をつけて今後進めていこうということ、本日、議論していただいたわけですけれども、提案の中では、まず、RCWの配管の系統に関する問題について、まずは取り上げていこうという、そういう提案でしたけれども、私もこの課題というのがかなり重要性としては高い、まずは取り組

む必要があるところかなと思いますので、そのほかの委員も方針としてはこれでよろしいでしょうか。

田中委員もよろしいですか。

○田中委員

はい。結構です。

○山中委員長

そういう考えの下、杉山委員には既に現場もこういう観点から調査をしていただいておりますし、水素対策についても、幾つかのプラントについては、既に見ていただいておりますので、今後の対応方針については、原子力規制委員会でもこれを了承したということで、まずはRCWに関係するようなところを重点的に取り組んでいただくということで、進めていただくということで了承したいと思います。

以上で議題4を終了したいと思います。

本日最後の議題は「令和4年度原子力事業者防災訓練の結果及び令和5年度の訓練実施方針の報告並びに『原子力事業者防災業務計画の確認の視点等について』の改正案に対する意見公募の実施」です。

説明は、緊急事態対策室の杉本室長、川崎調整官からお願いいたします。

○杉本長官官房緊急事案対策室長

緊急事案対策室の杉本でございます。

それでは、資料5に基づいて御説明いたします。

まず「1. 趣旨」ですけれども、本件は、令和4年度の原子力事業者防災訓練の結果と令和5年度の訓練実施方針について報告するとともに、「原子力事業者防災業務計画の確認の視点等について」という内規がございますが、こちらについて、令和5年度の訓練実施方針を踏まえた改正案と意見公募の実施について、了承していただきたいというものでございます。

「2. 経緯」ですけれども、原子力規制委員会としては、毎年度、原子力事業者が実施する事業者防災訓練の報告会を開催しておりますけれども、本年7月26日に実施した第15回目の原子力事業者防災訓練報告会におきまして、令和4年度の事業者防災訓練と訓練シナリオ開発ワーキンググループの活動結果、それと、令和5年度の事業者防災訓練とシナリオ開発ワーキンググループの活動方針について確認したところです。

また、これまで原子力規制庁と事業者の間で、訓練の在り方や規制の関与について意見交換を進めてまいりましたが、より柔軟で自主的な訓練や、訓練の実効性を向上させる方策について、事業者と共通の認識が得られたということで、令和5年度の訓練実施方針に反映させることにしたというところがございますので、これらの結果について御報告させていただきます。

それでは、3. 以降の説明は川崎調整官からいたします。

○川崎長官官房緊急事案対策室企画調整官

緊急事案対策室の川崎から御説明させていただきます。

まず、3. (1) は開催日と参加事業者等を記載してございます。

ページをおめくりいただきまして、(2) に訓練実績、評価結果、プラント班に対する評価等を示してございます。実績といたしましては、昨年度は、実用炉については合計16回、核燃料施設等については合計19回の訓練がそれぞれ実施されております。

②の原子力規制庁による評価結果について御説明させていただきます。ページをちょっとおめくりいただきまして、9ページ以降に添付資料としてお示ししてございます。

なお、実用炉に対しては、昨年度までの評価結果の示し方というのは、点数化してランキングで示していたのですが、訓練の目的が点を取ることになっていると、そういった弊害も認められましたので、今年から見せ方を大きく変えてございます。

各指標に対して3段階で評価するのですが、事業者が行うPDCA活動結果により重点を置きまして、事業者防災業務計画に定める活動が適切に実施されているかですとか、緊急時対応能力の向上が図られているかという観点で総合的に評価を行って、その結果を記載してございます。9ページにこの結果の見方を記載しておりまして、10ページ以降に評価結果をお示ししてございます。各社ともに、現行の指標に対しては、非常に高評価が得られるような状況となっております。

続いて、18ページ、添付2以降に核燃料サイクル施設等の評価結果を示してございます。

18、19ページにつきましては、比較的にリスクの高い核燃料施設等の評価結果、こちらにつきましても、いずれの施設も現行評価に対しては高評価が得られるような現状となっております。

20ページ、21ページについては、比較的にリスクが低い核燃料施設等の評価結果を示してございます。一部の施設で一部の評価に対して低い評価となっておりますが、総じて大分、各事業者ともに練度が上がってきたという様子が見てとれます。

続いて、22ページ、添付4以降にERC（緊急時対応センター）プラント班への事業者の意見・要望といったことをまとめてございます。

昨年度までは、かなりERCのプラント班に対して厳しい御意見等も頂いていたというところがございますが、近年、大分前向きな提案と意見を頂けるようになってきているというような状況でございます。

一部、22ページの3番、女川からの意見なのですが、これは特定事業者に書画装置の画質が粗くなるという問題が発生しておりまして、何とかして欲しいというような意見を頂いているのですが、これは原因が特定されまして、改善されているという状況をつい先日確認してございます。

では、本文に戻っていただきまして、以上が評価結果とERCプラント班に対する評価でございます。

続いて、令和5年度の事業者防災訓練の実施方針について御説明させていただきます。

まず、(1) の訓練の在り方の検討を踏まえた今年度への取り込みなのですが、

この検討でこういったことを事業者と検討を進めてきたのかということ、添付5、30ページを用いて簡単に御紹介させていただきます。

冒頭に紹介があったように、令和3年度から訓練の実効性の向上、緊急時対応能力の向上に向けた意見交換を事業者と進めてまいりました。その中で、改善案の一部については、令和4年度以降、試行が事業者防災訓練を通して実施されてございます。

こういった課題について議論してきたのかということで、ここに(1)(2)(3)と大きく3点を議論してまいりました。

まず、新たな中期計画に基づく継続的な能力の向上ですけれども、これはこれまでも各事業者において中期計画というのが策定されてきたのですが、ただ、事業者防災訓練を対象とした中期計画でありました。ただ、ここで緊急時対応能力の向上という観点からは、事業者防災訓練に限らず、事業者が行う全ての訓練を網羅して、計画的に能力向上に取り組むべきではないかと、そういった観点で議論を進めてまいりました。

続いて、緊急時対応能力の向上に資する訓練の在り方、これにつきましては、四つの項目を取り上げてまいりました。

多様なシナリオによる訓練の実施については、これまでは必ず訓練で原子力緊急事態を想定していたがために、実施するシナリオというのが限定されていて、少しマンネリ化しているよねと。そういった課題が認められたことから、多様な訓練というのはどのように行うべきなのか。もう少し多様なシナリオによる訓練を行うべきではないかと、そういった意見交換をしてまいりました。

続いて、より広範囲な組織の参加・連携を伴う訓練の実施につきましては、これまで支援組織と連携する訓練というのは、机上訓練ですとか、通信連絡訓練として行うことが多く見られました。そこで、今後はより実発災を想定した実動を伴う広範囲な組織の連携を伴う訓練を実施していただくという議論を行ってまいりました。

続いて、保安規定に定める訓練と事業者防災訓練の同時実施について議論をしてきました。これは合理化を進めるという意味でも、同時に検査と評価ができないのかと、そうしたことを議論してまいりました。

続いて、自由度を高めたマルファンクションを導入した訓練の実施ですけれども、これは、例えば、現場の保安検査官ですとか防災専門官が、実動訓練時に原子力規制庁の職員がマルファンクションを指示すると。これによってより緊張感の高い訓練が実施できるのではないかと、そういう議論を行ってまいりました。

続いて、(3)の規制の関与の在り方につきましても4点ほど議論しております。

まずは、意思決定ですとか、現場実動の対応能力自体をどう評価するべきかという議論を行ってまいりました。

続いて、広範囲な組織の連携を伴う訓練の実施時に、その訓練をどのように評価すべきかということ、これを議論してまいりました。

続いて、保安規定に定める訓練と事業者防災訓練を兼ねる事業者防災訓練の検査・評価

に当たって、制度上の問題はないだろうかということも議論してまいりました。

続いて、事業者間ピアレビュー及び第三者によるピアレビューの実施について、検討してきたというところがございます。

これらの検討や試行状況を踏まえまして、本文3ページにお戻りいただきまして、まず、(1)の最初のパラグラフにおいて、今年度も引き続き試行を実施したいという項目を五つほど挙げてございます。

そして、第2パラグラフで、今年度から本格的に運用を開始する事項について3点ほど示してございます。

まず一つが、多様なシナリオによる訓練の実施。

続いて、事業者防災訓練の評価に当たり、原子力規制庁の評価指標に基づく事業者間ピアレビュー結果ですとか、事業者による自己評価の結果というのを積極的に活用していこうと考えてございます。

ただ、この試行において関連する方が増えたということから、日程調整ですとか、リソースに非常に負荷がかかるといった課題も見いだされました。このため、持続可能な体制構築といたしまして、まず、今年度については、全事業所のうち4分の1の事業所について事業者間ピアレビュー、加えて、4分の1の事業所について、自己評価結果を活用することとしたいと考えてございます。

また、広範囲な組織の連携を伴う訓練につきましても、核物質防護との連携については、これも試行を踏まえて適用時期を考えていきたいと考えてございます。

続いて「(2) 2部制訓練の実施範囲の拡大」、これにつきましても、これまで相対的にリスクの小さい施設のみを対象としてきたのですけれども、昨年度までにその有効性が認められたことから、全施設を対象としたいと考えてございます。

(3)の複数事業所同時発災なのですけれども、これまで単一の事業者に対しては訓練を行ってきたのですけれども、単独発災については、原子力規制庁側も事業者もかなり練度が上がってきているという状況です。

一方で、大規模な自然災害が発生した場合には、複数事業所の同時発災というのが想定されることから、今年度はまず六ヶ所と東海大洗地区を対象として、同一地域の複数事業所同時発災を想定した訓練を実施したいと考えてございます。

また、(4) (5)につきましても、今年度の実施方針を踏まえた評価指標の見直しを行っております。詳細については、割愛させていただきます。

続いて、ページをおめくりいただきまして、6ページ、5.のシナリオワーキングの活動結果です。

まず「訓練結果の概要」につきましても、37ページ、添付6のとおり示してございます。

(2)の「今年度の実施方針」につきましても、I型訓練については、これまで同様に進めていくということを示してございます。

②のⅡ型訓練については、事業者防災訓練で現場実働訓練はかなり能力向上を促すような工夫がなされており、それが定着しているということから、今後は事業者の実質的な活動に移行すると。

③のその他といたしまして、このシナリオワーキングにつきましては、これまで原子力規制庁が運営してきたのですけれども、事業者主体に移行したいと考えてございます。

また、事業者は、令和7年度を目的に、訓練の在り方の検討と並行して、良好事例の共有等につきまして、より継続的に検討して改善を図ると。原子力規制庁は、今後、シナリオワーキングについては、オブザーバーとして参加するということを考えてございます。

続いて、7ページ、6. こちらは委員会了承事項となっております。4. に示しました今年度の実施方針を踏まえて、内規を一部改定することとしたいと考えてございます。

「(1) 改正案」につきましては、大きく三つの点について改正を図ると。①として、事業者間ピアレビュー体制、これを導入することに伴って、その体制の明文化。②は、2部制訓練の実施を明文化ということで、こちらも今年度の方針に伴う明文化を図りたいと考えてございます。③はその他の記載の適正化を図ってございます。具体的には39ページ以降に改正案を示しております。

具体的には、①と②の内容につきましては、43ページの下の部分から次ページ、44ページにかけて記載している部分となります。

こちらの案につきまして御了承いただけた場合には、(2) のとおり意見募集を実施することを御了承いただきたいと考えてございます。こちらの方は、意見公募につきましては、任意の意見公募という形で、明日から10月1日までの32日間実施したいと考えてございます。

ページをめくって最後のページ、8ページ、今後の予定を併せて記載してございます。

以上、原子力規制委員会了承事項について、御審議をよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○山中委員長

それでは、御質問、御意見等はございますでしょうか。いかがでしょう。

○杉山委員

この事業者防災訓練そのものの意義ですけれども、主に発電用原子炉施設の話になりますけれども、安全確保の上でハードウェア、これはどういった安全対策がなされているかとか、もちろん経年劣化のようなものがきちんと扱われているか。こういったハードウェア寄りの話はもちろん重要ではありますが、何があっても、結局、いざ何かあったときに、作業員が適切に状況を判断して、適切に操作できるというところがないと、そもそもハードウェアをどんなに整備しても仕方がないわけで、そういった意味で、この事業者防災訓練というのは、世間からどれだけ着目されているかといったら、それほどでもないような気がしますけれども、重要性は非常に高いものだと考えております。

それで、こちらに関しましても、訓練シナリオ開発ワーキングの話に出てきたように、

やはり原子力規制委員会がリードして、それに従ってやってもらうというよりは、やはり事業者側の自律的な取組に委ねる方向で我々は促しているわけでありまして、そちらの方向に対する、うまくコントロールといいますか、協力しながら進めていただきたいなと思っております。

ただ、一方で、事業者側できちんと回るようになったとしても、それぞれの事業者に対しての原子力規制委員会としての評価、この調子で頑張してほしいというレベルなのか、もう少し頑張してほしいというレベルなのか、そういった評価を世間に対してきちんと発信し続ける。これは我々の役割だと思いますので、この事業者防災訓練、あるいはこの報告会の主体が完全に事業者側に移行したとしても、我々の役割を引き続き果たしていただきたいと思っております。

以上です。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょう。

○田中委員

よろしいですか。

○山中委員長

田中委員、どうぞ。

○田中委員

核燃料施設等における事業者防災訓練に私もできるだけ参加するように努めております。また、7月26日に開催された事業者防災訓練報告会にも、第2部の核燃料施設等のところについては参加させていただきました。

参加者は、2ページ目の上の方にありますが、たくさんの事業者がおりましたが、余り発言が一部の事業者よりの意見でございまして、もっとたくさんの意見があった方が本当によかったのかなと思います。

また、これまでのいろいろな反省とか経験を踏まえて、令和5年度の事業者防災訓練実施方針についても、かなり大きく変更したところがございます。これは事業者からの意見も踏まえてのところでございますので、これらの変更をしたことについてもしっかりと対応できるように、事業者の方でもしっかりとやっていただきたいなと思っておりますし、また、原子力規制庁の方でもしっかりと見ていく必要があるかなと思います。

以上です。

○伴委員

この事業者防災訓練については、これまでもいろいろな工夫がなされてきて、だんだん進化してきている。全体として適正な方向に進化しているなという印象を受けましたけれども、一つ質問は、令和5年度の実施方針の中で、3ページの一番最後のところから4ページにかけて「緊急時対応組織の実効性の向上を目的とした、核物質防護部門を含むより広範囲な緊急時対応組織の参加・連携を伴う事業者防災訓練の実施及び新たな評価指標

に基づく評価の実施」とあるのですが、これは大体、最初のステップとして核物質防護部門を入れるということ以外に、何か具体的に思い描いているものというものはあるのでしょうか。

○川崎長官官房緊急事案対策室企画調整官

こちらにつきましては、今、事業者の方で緊急時における活動というものを抽出していただいています。その活動を行う際に、全ての管理をするという組織というのを次に特定していただくと。できる限り組織全体が参加するような訓練を実施していただくということを想定しております。

ただ、相手がある話なので、社外の組織については、必ず参加させることというのは不可能なのだと思います。昨年度の試行におきましては、かなりいろいろな工夫が凝らされていたと。試行において、例えば、中国電力は他電力から電源車を持ってきて接続する訓練ですとか、志賀においては発送電部門が連携して受電設備の復旧を計画するという訓練、あと、九州電力は後方支援拠点を開設して、自衛隊とか、我々も国もそんなのですけれども、それと連携した支援拠点の開設という訓練を事業者防災訓練として併せて実施しているということで、かなりいろいろな組織との連携が想定されるのですが、今後、ちょっと楽しみにして見ているというところです。

○伴委員

ありがとうございます。

社内の組織だけではなくて、社外との接点になるようなところ、その訓練というのは非常に重要だと思いますし、場合によっては社外の組織にも御協力いただくというようなことは今後あり得るのだらうと思うのです。ですから、それはやはり単にやればよいということではなくて、恐らくそれぞれのサイトごとの事情であったり、そういったものを考慮した上で適切なプログラムが組まれるべきだと思いますので、是非そういう方向でエンカレッジしていただければと思います。

以上です。

○石渡委員

まず、この事業者防災訓練というのは全ての事業者が参加することだと思うのですけれども、これには、例えば、発電所などについて、先ほどの議題にあった業界団体というか、ATENAのようなところというのは、これは関与しているのですか、していないのですか。どちらですか。

○川崎長官官房緊急事案対策室企画調整官

ATENAとして関与しているということはありません。ただ、昨年度から、一部の事業者の訓練については事業者間ピアレビューを実施していて、評価者として参加はしているという現状です。

○石渡委員

それはATENAが評価者として参加しているということですか。

○川崎長官官房緊急事案対策室企画調整官

ATENAではないのです。一部の電力が電力同士でということです。

○石渡委員

分かりました。

それと、10ページから評価結果がずらずらと書いてあるのですが、この中の2番目の項目として良好事例、課題・対策というのがあって、良好事例というのを見ますと、これは原子力規制庁のコメントとして良好事例が幾つか書いているのはあるのですがけれども、事業者自身がこれがよかったと、こういう点がよかったというのが案外少なくて、私がざっと見たところでは、通しの15ページの大飯発電所の、情報を伝達する上でホワイトボードが非常に役に立ったと。今の時代でホワイトボードなのですかという話もありますが、確かにこういうホワイトボードにどんどん書いていって全体の状況を把握するというのは非常に有効な手段であるとは思いますが。これは原子力規制庁でも使っているわけですが、事業者から良好事例として出てきたのはこれ1件だったということなのですか。

○川崎長官官房緊急事案対策室企画調整官

はい。おっしゃるとおりで、これまでも失敗からだけ学ぶのではなくて、成功事例というのをきちんと分析して示してくださいと。あと、例えば、複数サイトを持っているところだと、良好事例というのを他サイトにも展開してくださいねというお願いをしてきたところなのですがけれども、なかなか事業者から良好事例というのが示されておられません。今回、唯一、明示的に良好事例を確実に継承させるということは、関西電力からあったのみです。

一方で、そうしたことを踏まえて、今年は指標を一部見直してございまして、これまで課題を抽出し、分析し、対策を講じているかという評価をしていたのですがけれども、これに加えて、良好事例についても分析をして、何でこれが成功して、たまたまうまくいったということにせずに、なぜうまくいっているのかということをどんどん彼らの活動に反映していただきたいということで指標を見直してございます。

○石渡委員

ありがとうございました。

○山中委員長

これまでの事業者防災訓練で、毎年いろいろ報告をいただいて、かなり評価の方法とか、訓練のやり方というのは変わってきているなという、そんな感想を持っています。なかなかよいところに着眼してとか、あるいは第三者の評価を入れてというような視点というのはなかなかこれまではなかったところかなと思いますし、これから事業者間のピアレビューのようなもの、あるいは保安規定に定められた訓練を盛り込んで事業者防災訓練を行うという、そういう新しい取組もされるので、より改善されていくのかなと思います。

それでは、別紙のとおり、事業者防災業務計画の確認の視点等についての改正案を了承してよろしゅうございますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

その上で任意の意見公募の実施を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

それでは、そのとおり了承させていただきたいと思います。

以上で議題5を終了いたします。

本日本日予定していた議題は以上ですが、続いて、配布資料の説明をお願いいたします。

原子力規制企画課の片野補佐から、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことについての文書の提出の説明をお願いいたします。

○片野原子力規制部原子力規制企画課課長補佐

原子力規制企画課の片野でございます。配布資料について御説明いたします。

タイトルでございますように、日本原子力発電株式会社から本年8月25日付で文書を提出いただいております。これは同社の東海第二発電所の特定重大事故等対処施設等が法定期限内に完成しないということを述べた文書になっております。

おめくりいただきまして、3ページ目でございます。

東海第二発電所は、現在、定期検査中ということで冷温停止状態にございますけれども、ここの表にあります経過措置期間満了日というのが本年10月17日ということになっております。ここまでに特重施設等が完成しないということですので、この日以降も引き続き冷温停止状態を維持すると。使用前確認を受けるまでの期間はその状態を維持しますということで報告を受けたものですので、ここで御報告させていただきました。

以上でございます。

○山中委員長

御質問、コメント等はございますか。よろしいですか。

そのほか、何かございますでしょうか。

次週の原子力規制委員会は、伴委員がパリで開催されますOECD/NEA(経済開発協力機構/原子力機関)のワークショップに出席されますために欠席されます。

そのほかになれば、本日の原子力規制委員会はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。